

美浜町告示第91号

美浜町生産者販売チャレンジ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活用した町内産業の活性化を図るため、道の駅若狭美浜はまびよりに設置された農林水産物直売所「みはまの市場」（以下「直売所」という。）へ地元産物を出荷する町内生産者及び町内事業者の意欲向上並びに出荷者拡大を目的として、美浜町生産者販売チャレンジ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、美浜町補助金等交付規則（昭和55年美浜町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内生産者 町の住民基本台帳に記録のある者で農林水産物等の生産者をいう。
- (2) 町内事業者 町内に本店を有する法人又は個人業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は直売所へ地元産物を出荷している町内生産者及び町内事業者で、町税等に滞納がないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、直売所へのお荷に係る販売手数料内の5パーセント相当分とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、補助の対象としないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、美浜町生産者販売チャレンジ支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 直売所へのお荷及び販売手数料が分かる書類の写し
- (2) 振込先口座及び口座名義が分かる通帳の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該交付申請兼請求に係る内容を審査し、交付の決定をした場合は、美浜町生産者販売チャレンジ支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するとともに、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第7条 町長は、前条の規定による通知を受けた者が虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受けたと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(状況調査)

第8条 町長は、必要に応じて当該補助金に係る状況調査を行うこととし、第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、これに協力しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(適用区分)

2 補助金の交付対象となる直売所への出荷については、令和5年7月1日からのものとする。

美浜町長 様

申請者 住 所
(出荷者) 事業者名
代表者名

美浜町生産者販売チャレンジ支援補助金交付申請書兼請求書

美浜町生産者販売チャレンジ支援補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請し、及び請求します。

記

出荷先 (直売所名称)	道の駅「若狭美浜はまびより」 農林水産物直売所「みはまの市場」
出荷品目 (全て記載)	
申請金額	_____ 円 (販売手数料補助額) <input type="checkbox"/> 1月～3月 <input type="checkbox"/> 4月～6月 <input type="checkbox"/> 7月～9月 <input type="checkbox"/> 10月～12月
振込先金融機関	
口座番号	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他
フリガナ	
口座名義	

【添付書類】

- 1 直売所への出荷及び販売手数料が分かる書類の写し
- 2 振込先口座及び口座名義が分かる通帳の写し

様式第2号（第6条関係）

年 第 号
月 月 日

様

美浜町長

美浜町生産者販売チャレンジ支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました美浜町生産者販売チャレンジ支援補助金については、美浜町生産者販売チャレンジ支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助金の額 金 _____ 円
- 2 補助金の交付方法 口座振込み
- 3 補助金の交付予定日 年 月 日